



〈書評〉速水佑次郎・港徹雄編, 「取引と契約の国際比較 : 学術的アプローチ」(天野明弘博士記念号)

井川, 一宏

(Citation)

国民経済雑誌, 172(5):121-125

(Issue Date)

1995-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00176021>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00176021>



書 評

速水佑次郎・港 徹 雄 編

『取引と契約の国際比較——学際的アプローチ——』

井 川 一 宏

I はじめに

社会的分業が進むに従って、経済取引は複雑となり、それまでは取引対象として予想もされなかったものが取引されるようになり、国際化によって異文化交流を痛感させる取引が増大している。契約の対象が複雑なものになれば、契約に書ききれない状況が生じる。品質その他について細かく規定しなければならない場合には、契約が複雑となり、情報などが取引対象の場合には内容を規定すること自体も困難となる場合がでて、契約に関して工夫が必要となる。市場メカニズムが働くケースよりも市場の失敗のケースについて、契約は著しく困難となり、それに対する分析も深められている。また、異なる主体が異なる取引慣行をもつ場合、契約書に書かれていないことに関して暗黙の了解があると誤解するならば問題が生じる。異なる取引慣行の主体間では、暗黙の了解が期待できないだけ契約内容の記載が増加し、そこから生じたトラブルに対する処理の仕方まで規定しておく等の工夫がなされよう。

経済取引の場が拡大すると、契約にもいろいろな工夫がなされて、契約形態の発達によってさらに取引が拡大することとなる。取引対象の特性に対処した工夫・取引主体の特性に対処した工夫が契約形態の中に見られる。逆に、契約形態を見ることで、取引対象の特性及び取引主体の特性等を浮かび上がらせることも可能となる。

II 契約の国際比較

日本人の間の契約は、内容が具体的・網羅的でないために不完全という印象をアメリカ人に与えることが多い。アメリカ人の間の契約は、非常に細かくて読むだけでも苦勞するうえに、とても全ては書ききれないのに無意味である、と言う日本人も多い。しかし、不完全なもの・無意味なものがいつまでもそのまま存続するはずはない。それらがそれぞれの場で定着しているとすると、それはそれとして十分意味があるものと考えられる。日本人とアメリカ人の間では、特定の契約形式がいまだ定着していないだけであろう。相手のことを十分理解しないで批判するケースはよく見られるが、契約形態につ

いてもそれがあてはまる。

取引形態に関して持つ、日本人の常識・慣行とアメリカ人のそれらとは異なっていることを理解する必要がある。常識・慣行は過去の歴史的・社会的環境の中で形成されてきたもので、取引契約についてもそれらから引き離して独立に捉えることはできない。取引契約の国際比較は、各国の歴史的・社会的環境の差異を浮かび上がらせる側面を持つ。この研究は、取引における国際摩擦を軽減する効果・より完全な契約を開発する効果を持つと期待される。

速水佑次郎・港徹雄編「取引と契約の国際比較」(創文社)は、「契約の概念と形態とが国際間でどのように異なり、その差異は何に起因し、どのような影響を経済活動や社会生活に与えているか(引用)」に関してまとめたものである。その特徴は、経済学として括るにしても広い分野(農村のフィールドワーク・企業間取引形態・中国国営企業・空間経済学)および宗教学・社会言語学・歴史学(中国)・法学・政治学、等の多くの視点からの研究を学際的にまとめた点にある。各国の「歴史的・社会的環境」がもたらした契約形態は、当然幅広い視点からの研究の総合を要求するはずであるが、この著書はまさにそれに答えようとしたと言える。契約形態を見ることで、取引主体とその歴史的社会的特性を浮かび上がらせていると言える。契約について広く考察する場合、是非目を通さなければならない書物である。

III 書物の概要

書物の構成を示しておく。「キリスト教における契約の概念とその社会的含意」(第2章)。フィリピン・インドネシアでの雇用労働への偏りを「分けあいの原理」から生じたと理解すると、それらの国における雇用契約・慣行は利己的な経済合理的な行動と矛盾しない。「アジア農村共同体の基礎理念と契約形態」(第3章)。「雇用契約の概念と表現の日米比較：社会言語学的アプローチ」(第4章)。経済学的企業論では、企業を「契約の連鎖」として捉える視点がある。企業が取引環境に対して取引コストの最小化をはかることから取引構造が規定され、国際化の進展で取引環境が変化すると、取引構造の調整が迫られることになる。「企業間取引構造：日米欧比較分析」(第5章)。中国の市場経済化は、国営企業中心の指令経済から市場経済(契約とその履行)への変化を見る上で興味深い。もともと話し合いで紛争処理することを好む血縁・地縁社会の中国人、法治より人治が優先する社会環境の中国で、契約中心を定着させる模索過程は、契約それ自体の本質をも明確にしよう。「経済改革下の中国国営企業の契約」(第6章)。中国では紀元前11世紀の周代からの契約文書資料が残っていて、中国人の契約に関する社会慣行や法意識と契約システムの関連を読みとることが可能となる。白契・活売といった

中国特有の現象から、中央政權の統制と氏族社会の社会・道徳規範の融合が理解できる。国際化において、中国人に合った契約慣習が形成されるはずである。「中国の契約についての歴史的展望」(第7章)。「日本法上の契約と国際合併契約」(第8章)。「国際機関におけるコンセンサス」(第9章)。情報が完全な場合に市民の自由意志に基づく契約を通じて、福祉水準が同一となる税負担を受け入れる平等主義的社会の形成が可能で安定化しうる。社会的に最適な都市の規模と税率が住民の投票によって決定されるものと一致する必然性がない。「社会契約による都市形成モデル：空間経済学的アプローチ」(第10章)。

IV いくつかの主張と感想

(1)欧米系諸国の人の契約観念は、神と人の契約関係が背景にあり、人間同士の間にも目に見えない宗教的な契約の保障がある、親子・夫婦・親族の間でも一応契約の観念を確立しようとし、外的事情の変化は契約変更の理由とは認めずその履行を要求、普遍的に通用する契約を信じている。それに対して、日本人の契約観の特徴として、宗教的契約観がなく、人同士の約束事に神的保障がない、契約観念は義理人情に含まれて了解される、信用できない相手とは契約し・有無合い通じる仲では契約行為をしない、外的事情が変われば契約変更もやむを得ない、知人同士は義理堅く・他人には義理を感じない、ことが述べられている。義理人情と言う日本人の間でも具体的に定義することが難しいタームで比較している部分は不満を残すが、指摘されればなるほどと思ひ当たることである。

(2)いわゆる「日本型経営」が、近代化以前の共同体の原理に根ざすものが再構築されたもの、として再評価されたように、東南アジアの分けあいの原理に基づく契約形態が「履行コスト引き下げと村社会の安定化要因」として機能している、と指摘される。その存在理由を理解することなく評価を下すことの拙速に対する批判として説得的である。

(3)契約に対する意識調査を通じて、「日本人は雇用契約書を雇用者側のため、アメリカ人は雇用者・非雇用者両方の利益保護のため」、「日本人は契約の拘束性を緩やかに解釈するが、アメリカ人は厳密に解釈する傾向」、「雇用契約書の内容と表現について、日本人は一時的なもの・規則を破ることがあり得る、アメリカ人は絶対的・守らなければならないもの」といった違いが、意味の伝達と解釈を「言葉そのものよりも文脈によってなす日本人と、言葉そのものがコミュニケーションの主流のアメリカ人」の、言語観の違いに関係すると指摘される。同意の確認に関しても、「アメリカでは雇用者と非雇用者の契約意志の確認を冒頭に表現するが、日本ではそれは了解事項として明示さ

れない」等の差異を指摘される。日本とアメリカの間の契約が増えるに従って、最適な形態の選択が進むであろうし、それまでは、摩擦が残ることになるう。

(4)外部環境変化のリスクにたいし、アメリカ企業は経営内部のスラックに依存し、取引業主を多角化・取引相手を多数分散し、日本企業は限定した相手と密着した関係を結び、取引相手の情報を把握することで回避する。取引相手の機会主義的行動によるリスクに対し、アメリカ企業は厳密な契約書で回避するが、日本企業は相手企業の調査と取引の継続による相互依存関係に依拠する。同じリスク回避のためにアメリカは取引分散、日本は取引の集約化を指向する。ローカルに複数の効率的で安定的なシステムが存在するとして、グローバルにどのシステムがどのような形で選ばれることになるのか、など興味深い。

(5)日本法では、相対立する意志表示が存在し、それが契約の客観的内容で一致し・相手方の意志表示と結合して契約を成立させようとしていることが要件とされ、契約を当事者間の「合意」を中心に定義する。アメリカ法では法的拘束力を有する「約束」と捉え、「契約となる約束とは・契約後の当事者間の権利義務は」、に関する法理・法準則から成り立つ。国際合弁契約の準拠法がいずれの国の法になるかによって、契約内容の理解が異なることになる。法律家の仕事が多くなるのも困るが、弁護士マーケットの自由化も真剣に考える必要がある。

(6)議案の内容につき大多数に異論がなく議案採択の提案に異議を唱えないで合意でき、全会一致でないが一般的合意とする。これがコンセンサスとなる内容と決定方式である。アジア・アラブの古慣習に見いだされるこの意志決定の方法が、役割の大きくなっている国際機関に取り入れられている。この制度が万全でないことは言うまでもないが、他の制度と補完的に働き、きめ細かくなることが期待される。

V お わ り に

本書は、取引と契約の国際比較として、視点の広さ・問題の掘り下げの深さにおいて、レベルの高い学術書である。書物の副題が示すように、学際的アプローチに特徴があることは確かであるが、各章を総合して全体として何を主張しているかを理解することは容易ではなく、それを追求すべきでないかもしれない。契約を多面的に捉えることは重要であるが、単に広げるだけではまとまりを欠く。しかし、これはデメリットというよりも、無理に統合しないでこのままの方がむしろ役立つと思われる。本書のメリットは、個々の章(論文)の取り上げたテーマとそこで得られた命題の広さと重要度にあると言えよう。その命題に至る分析手法と論理の展開の仕方については、かなりのばらつきが見られる点を指摘しておく。

個人的なことであるが、編者の主催される研究会に参加できる機会があり、そこで研究内容に強い印象を受け、多少時間が経過しているにも関わらず、その研究の延長から生まれた書物を取り上げたことを書き加えておく。幅広く捉える訓練に欠けている者が、本書が多面そのままであることを高く評価することは、無知をさらしていることになることを危惧するが、一読されれば共感されると確信している。また、書評に当たって、個人的な興味でテーマを選択してしまっているので、大切であるにもかかわらず、十分に引きあげなかったものがあり、各章（論文）で主張されたポイントを主観的に解釈してしまっている点があることをことわっておく。

（創文社，1992年，iv+259pp）

